葬場(六)郵便及び法律事務の管理取扱を其事業となすに代へられた。

新規約の全文は東洋學院教授スパルウインの編んだ日本語教科書第二卷に載つて居る。參考の爲次に之を引用する。

浦潮居留民會規約

一、總則

第一條　民會の目的は(イ)會員たる日本人の自立的精神を教養し、(ロ)經濟狀態の向上を計り、(ハ)文教を促進さする事に存す。

第二條　浦潮の內外に居住する日本人は本會の會員たることを得べし。但し破產者、狂人、癩病患者は會員たることを得ず。

第三條　本會は浦潮居留民會と稱し、事務所を浦潮に置く。

二、會員

第四條　會員を分つて普通會員及び名譽會員の二種とす。浦潮在留日本人は總て普通會員とし、浦潮に居住せざる者にして五留以上納めたる者を名譽會員とす

第五條　普通會員は便宜上左の十四部に分つ。
(一)商館(二)醫師(三)留學生(四)仕立屋(五)旅館及び料理屋(六)洗濯屋(七)時計師及び金銀細工師(八)理髮屋(九)大工(十)ペンキ屋(十一)寫眞師(十二)鍛冶屋(十三)女郎屋(十四)雜業

三、民會事務

第六條　會の目的を達成する爲左記諸項を管理取扱ふ。
(イ)教育
(ロ)衞生
(ハ)慈善
(ニ)旅行者の屆、願書、旅券手續、
(ホ)墓地、火葬場
(ヘ)郵便
(ト)法律事務

附則　上記各項の規定は別に之を作る。

四、

第七條　民會には會長一名、副會長一名、常務員十名、幹事若干名、理事一名、書記若干名を置く。

第八條　會長及び副會長は常務員中より選擧す。

第九條　各部普通會員五十名毎に一名の代表者を選任す。

第十條　會長及び副會長、常務員、幹事の任期は一箇年とす。

第十一條　會長は民會事務を總理す。

第十二條　副會長は會長不在の時その代理をなす。

第十三條　副會長及び各常務員は夫々教育、衞生、第六條諸項の事務を管理す。

第十四條 幹事は夫々部を代表し、部內の教育衞生等の事務を管理す。

第十五條 會員は會員中より適當の人を選んで、一定の部を管理するための會を組織することを得。

第十六條 浦潮に居住し年齡二十歲に達したる者は選擧權及び被選擧權を有す。

附則 一定の稅金を納める會員は常務員の被選擧權を有す。

第十七條 民會は每年一月に總會を開き、年度報告を編み、豫算を作成し、民會の規約により新たに幹部を選擧す。通常會議に於ては日常會計事務を審査す。

第十八條 民會規約の變更及び民會歲計豫算の審議決定は總會に於て行はる。

第十九條 會議に於て常務員の半數以上缺席の時は會議は成立せず。

第二十條 或る問題を決定するに當り、贊否相半する時は會長の發言は決定的意義を有す。

第二十一條 民會は每月第一水曜日に開く常務員會議に於て一般日常事務を議す。

第二十二條 民會は每月の常例會議以外左の三つの場合には緊急會議を開くものとす。

(イ)審議を要する重大事件の發生する時。

(ロ)帝國領事が何かの問題を審議すべく提議する時

(ハ)五人以上の常務員が何かの問題の審議を希望する時。

第二十三條 常務員は左記諸項を管理す。

(イ)居留民會規約に基き詳細規則の作成。

(ロ)教育費、衞生費、民會費、墓地火葬場維持費、給料、謝金、賞與の支出、其他民會の歲計に關する重要事項。

(ハ)豫算外支出。

(ニ)年度報告の作成。

(ホ)會費其他課金の取立て。

(ヘ)會費其他課金の滯納に關する罰則の執行。

(ト)民會所有財產の管理。

(チ)其他居留民會に關する事項。

第二十四條 會長、副會長、常務員皆不在の時は候補者之を代理す。

第二十五條 常務員の決議事項は帝國總領事の認可を經べきものとす。

第二十六條 事務員は會長の命に依り常務員に隷屬す。

第二十七條 民會の事務は會長の指導により事務員之を行ふ。

第二十八條 事務員は部より選任することを得す。

第二十九條 理事は月末に報告を提出すべし。

第三十條 年度は一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

五、會費

第三十一條 會費は人頭稅及び戶別稅の二種とす。

第三十二條 戶別稅は十級に區分し每月之を徵收する。

一、商館 十五留

二、第二級商店 四留

三、醫師 五留

四、住宅を有する學生及び俸給生活者は　五留

五、旅館、料理屋　三留

六、第三級商店、時計師、金銀細工商、寫眞屋　二留

七、洗濯屋、理髮屋　男　二留　女　一留

八、女郎屋　六留

九、上記以外の職業に從事する者は常務員の定むる所に從ひ納附す。

附則、一人數種の營業を兼ねる時は最高級の會費を徴收す、若し若干人が一個の營業鑑札を受くる時は會費は各人より之を徴收す。

十、上記諸級に屬せざるもの　男　五十哥　女　二十哥

附則、十五歲以下の者は會費を免す。

第三十三條　會員が會費の納附を怠る時は常務員は相當の方法を執る。

第三十四條　民會は民會の目的を害せざる範圍に於て相當の料金を徴收し露國官憲との訴訟等を擔當す

第三十五條　會員は民會の目的を妨げざる範圍に於て會務を審査する權利を有す。

以上述べたる處によつて居留民會が如何に大なる權利を有するかを容易に察知することが出來る。此會によつて日本人は平時非常時の別なく互助し合ひ、全體の利益と幸福を計つて居る。本規約の條項は民會が疑ひなく日本政府の一機關であつて、浦潮駐在日本總領事を經て日本政府の指命により行動し(第二十五條)、その補助金を享けて居ることを證明するものである。民會の執行機關は總領事館の補助機關たるに外ならぬものである。而してその職員は一定の給料を得て居る總領事館員である(第八條)。必ず會員たるべき義務を有する各日本人の職業に準じて定められる會費は假面を被つた所得税である。會費不納の時は强制手段に出で(第三十三條)、或は財産を沒收し、或は營業を閉鎖するかも知れない。斯くの如き權限は裁判の存在を豫想させるに充分である。若し民會の規約を熟讀してその事業の範圍を考究し、民會事務に對する會員の監督權の虚僞なるに注意するならば、明かに(第三十五條)此會が宛然國家中の國家であること、日本人が事實上露國領土に於て治外法權を有することに想到するであらう。

沿黑龍地方に斯かる現象の存在することは明かに有害である。斯かる會の活動は一大國たる露國の國威を損ふのみならず、國家の治安上から見ても許すことは出來ない、極東露領の日本人は此會のために大なる政治的勢力を得、露人の利益と日本人の利益と衝突する場合、斯かる組織を有しない露人は常に負けるであらう。日本人は背後に民會を有し民會は又其背後に總領事館を有して居る。此三者の結合力を以て臨む時勝たざらんと欲するも豈得んやである。民會は總領事にとつても亦大なる意義を有する。第一に民會は總領事の職責執行を容易ならしめる。總領事は民會の力を藉つて日本の利益になる事を着々實行し、又極東露領各地の民會の報告によつて、露國の國防施設をよく探知することが出來る。

第四章　日本人の施設

現今民會の管理する施設は次の如くである。

衛生部、洗濯屋組合、指物職大工職組合、鍛冶屋組合、寫眞屋組合、理髪屋組合、時計屋組合、本願寺布教所、病院、墓地、日本人小學校、郵便部。

此內、日本人小學校は一九〇九年の開設にかかり、校舍はキタイスカヤ街の第三構內に在り、一階建で四教室から成る。直ぐ目に着くのは教室も生徒の服裝も極めて清潔なことである。因に生徒は一部は和服、一部は洋服を着用して居る。男女生徒共學で、中には未だ六歲にしかならぬ子供も居るのであるが皆活潑元氣である。男二人女一人都合三人の教員は實に注意深く生徒を監督し、知育に、德育に、體育に、指導到らざるなきは何とも感心の至りである。愛國思想は修身、日露戰役中の武勇譚軍歌の合唱によつて注入されて居る。

次に浦潮に於ける日本の郵便に就て一言しやう。

日本から來る通信は一部は船客によつて窃かに持運ばれ他の一部は公式に露國郵便局に入る。郵便局は之等の通信を一まとめにして民會の郵便部に交附する。すると民會の郵便部は夫を分類し配達する。

日本から新聞雜誌を取つて居る東洋學院の生徒の話によると民會の郵便部の方が露國郵便局よりも早いと云ふ。日本への通信は日本に歸る日本人によつて窃かに持運ばれる。斯くの如きは明かに規則違反であるから露國は日本人に對し萬國郵便協約規定の遵守を要求し、夫と同時に露領に來る日本人に對する稅關檢査を嚴重にしなければならない。

浦潮居留民會以外に極東露領には尙左の如き團體がある。之は一部はスパルウィン教授から聽き他の一部は東京で發行する日本文の『浦潮案內』によつて知つた。

(一)西比利在住日本人の慈善會。

此會は、浦潮に二個所、ニコリスク、ノウオキエフスク、ニコラエフスク、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスクに各一個所づつ、合計七個所の支部を有し、幹部は總領事統裁の下に十五人より成り、本部を浦潮本願寺布教所に置いて居る。

(二)東京外國語學校卒業生會。

(三)外國貿易研究會。此會は日露戰役前は敦賀に於て新聞を發行して居つたが現今では何うか分らない。

(四)日本人俱樂部。之は浦潮のキタイスカヤ街に在る。戰前には圖書館があつた。

(五)體育協會。

沿黑龍地方に於て日露戰役前より何等の屆出なくして七個の日本團體があつたといふことは明かに變態である。斯かる現象は地方官憲が外人に關する露國の法律を知らず又日本人の性質を知らざるによつて起るものと思ふ。スパルウィン教授が著者に話した次の事實は輕々に閑逃がすことの出來ない性質のものである。彼の家庭に乳母として雇はれて居つた日本の女は民會に入つてゐなかつた。彼女は居住證明書を取る時が到來したので沿海州廳に直接交涉したが何と云つても呉れない。そこで彼女は民會に行つて、規定の會費と罰金を拂ひ民會の手を經て居住證明書を受取ることが出來

た。之は偶然的事實で、實際は、州廳の官吏と、民會の間には關係は無いのかも知れぬが、それにしても州廳なり警察なりが露領に於ける日本人の諸團體の存在を合法的のものであるかの如く考へて敢て怪しまないのは解せぬ話である。著者は浦潮在留の日本人、特に領事館員に對する監視を嚴にし、又定期に日本總領事館、或は本願寺布教所に於て開かれる集會に注意し、之に一九〇六年十月四日發布の集會法の規定を適用すべきであると思ふ。尙ほ其際是非共日本語に通ずる者を參加させることが必要である。何となれば彼等は充分な證據物件を取押へることが出來、不合法團體としての起訴を容易ならしめるからである。日本の官吏が斯かる不合法團體に加はり居ることは國際法の原則を破るものなれば、日本はよもや之に對して抗議しまいと思ふ。

無論積極的手段に出て日本人に反感を抱かすよりも日本總領事館が自發的に合法團體としての認可申請を提出する方が遙かに望ましい。日本總領事の談話中にも在つた如く認可申請する爲目下民會新規約の作成中とのことであるから其內に提出せられることゝ思ふ。之が認可を爲すに際しては支那人の團體を認可した時の如き手ぬかりを繰返さぬ樣官憲は充分注意せねばならぬ、又日本人側は單に認可を得る爲に新規約を作成し、實際は舊規約によつて事業を續ける恐れあれば當局は嚴重に之を監視し、若し露國法律の侵害行爲を認めた時は斷然たる措置に出なければならない。

次に間諜に就て一言せんに最近露國官憲は間諜の疑ある日本人及び朝鮮人を放逐するに當り證據不充分の者まで之に含める傾向あるは遺憾である。其存在が國家公安上有害であると認められて居る外人を放逐するの權は政府の無上權であるから、何等答辯の義務は無いが、然し放逐は公平無私に有らゆる證據を考量した上愼重に行ふべきである。何となれば多數の放逐は、放逐處分を受けた者の屬する國家內に大なる不平を釀し國交を害するからである。間諜罪の決定は極めて困難である單なる好奇心か間諜行爲かの區別は容易につかない。殊に日本人になると事が面倒である。彼等は子供の時から愛國思想を持つて居り、終生祖國のことを忘れない何處を旅行しても、何業に從事して居つても彼等は祖國を念頭から離さない。彼等は自己が見聞する事を祖國の役にたゝすべく悉く記憶に留めて報告する。日本政府は國民の此特徵を廣く利用し大いに此方面の活動に援助を與へて居る。日本の間諜は露國ばかりでなく凡そ日本人の居住する處には何處にでも居る。彼等は在留日本人の各階級と交際して種々の情報を得、之を日本政府に傳へる。此間諜組織は外國の事情を知るの可能を日本に與へると共に、外國政府の日本間諜防遏を困難ならしめる。日本間諜は大抵將校であるが彼等は普通、醫師、時計屋、新聞記者等に化けて間諜の目的に近い處に居住する。例へばスレテンスク市の附近コクウイといふところで、黑龍江艦隊所屬軍艦の建造中は工場附近に日本の洗濯屋が開業せられてゐたが建造終ると此洗濯屋もゐなくなつた。斯ふ云ふ例は隨分多い。

地方官憲が多數日本人を間諜の嫌疑の下に放逐するのは日本の間諜組織を知らぬに基く誤りである。極東露領には警官數少くて監視を嚴にすること不可能な爲、怪しと睨んだ者をどし〳〵放逐するは誠に無理もないことであるが、然し先にも一言したやうに、放逐を濫用する時は一面、日本政府の不滿を招き、反動として日本に在留する露人の放逐を招來し、他面、下級警察官を感化し、彼等をして日本人の何でもない行動に對してまで間諜的色彩をつけさせるやうになる。故に間諜の嫌疑ある日本人を放逐するには先づ該日本人を何等かの一般法律上の違犯者として拘引し相當の處罰の後、間諜罪としてゞはなく弊害ある外國人として放逐する方が一番の良策であらう。

一九一〇年六月二十一日に發布された要塞地帶法は軍事上の重要地點に普通人の入るを禁じ、又撮影測量、寫生を禁ずるを以て間諜防止上非常に有效である。然し此法律の目的を達するには、矢張り嚴重な監視機關を設ける必要がある。又住民が多數集まる場所には、數箇國語を以つて要塞地帶法の要領、之を犯した場合受ける罰に就ての掲示をする必要がある。斯かる掲示は旅順、大連には到る處に有るが、露領には全然無い。例へば浦潮に於ても外來者は要塞地帶法の有ることを少しも知らない。從つて撮影が禁止されて居ることを知らない。著者自ら到る處で撮影したが然し未だ曾て警察官に差止められたことがなかつた。要塞地帶内で寫眞機を携帶する外國人に屢々出會ふことがある。甚しきはオルリーエ山の如き一度上れば浦潮及其附近の展望一目の下に集る處でさへ出合ふことがある。

既に述べたやうに、沿黑龍地方に於ける日本人の職業は一般國家的及經濟的見地から見て決して有害なものではない。有害なのは彼等の民會組織と間諜的傾向である。尚ほ沿黑龍地方には特殊の色彩を有する二種の日本人の勞働がある。それは醫師と、漁業者である。前者は國民保健上有する關係により、後者は文化程度低き極東露領海岸に及ぼす日本の影響の點により、特に注意を要する。

第五章　日本人醫師

浦潮に於ける日本人醫師に關して、露國政府は大なる特典を與へて居る。露國醫師法第九十三條には「露國臣民たると外國人たるとを問はず、醫科大學或は軍醫學校の卒業免狀を有せざる者は、露國に於て醫師或は獸醫の業に從事するを得ず。尚ほ外國人醫師にして露國に於て醫師業を欲する者は必ず、露語に通せざるべからず」とあるが、極東露領に醫師不足せるの故を以て露國政府は日本人醫師に開業を許可した。但し此許可は一九〇八年以後は露國醫師會の規定に基いて、個々の場合に下附され、更に其後に至つて新醫師の開業は全然許されぬことになつた。醫務監督の報告によると、現今沿黑龍地方には日本人間に限り開業を許可せられて居る醫師は浦潮に五人、ニコリスクに二人、ニコラエフスクに一人、而してハバロフスクとブラゴウエシチエンスクには無い。此合法の醫師の外に極東露領に免狀を持たぬ醫師が開業をして居るが、住民は醫師の無くなるのを恐れ、彼等をかくまふので之が檢擧は困難である。一九一〇年、ブラゴスロウエンーエ村、イグナシノ村、ボクロフカ村には年中此種の醫師が開業して居つた。此内ボクロフカ村の日本人醫師は檢擧を恐れて支那領に移り、其處で露領から來る哥薩克を診察した。

日本人醫師の問題は政治と學術の二方面から見る必要が有る。政治上から見れば明かに之を禁じた方がいい。何となれば沿黑龍地方に於ける日本人の事業範圍が狹くなれば狹くなる程彼等の數は減じて行くであらう。學術上から見ても矢張り禁じた方がいい。何となれば醫師は村落に不足して居るが都會には澤山居る。されば村落に於てなら理窟も立つが都會に於て開業を許すことは全然無意

護である。況んや日本人醫師は露人醫師に比べて劣りこそすれ決して優つて居るとは云へない。

日本では醫師開業の免狀を取るのは大して困難ではない。地方の醫學校すら出たことのない者でも獨習又は見習で醫術を學び、內務省の醫師檢定試驗にさへ合格すれば取れるのである。日本の文部省の一九〇六年度の統計によれば醫學校卒業者四百九人、內務省檢定試驗合格者八百二十二人である。

露國に流れ込む醫師は疑ひも無く第二種の者である。こんな醫師の治療は決して安全とは云へない。

第六章　日本人の漁業

漁業は沿黑龍地方に於ては採金に次いでの有利事業である。遺憾乍ら露國の企業家が、漁業の意義を理解したのは餘りに遲かつた。彼等は一九〇五年の媾和條約で日本に與へられた漁業權の爲に此方面に於て大なる壓迫を感ぜねばならなかつた。

それ以前の漁業は原始的性質を帶び、專ら農民や土民が自己の需要を充たす爲めに從事するに過ぎなかつた。漁業發達の衝動となつたのは一九〇〇年及び一九〇四―五年の戰爭であつた。

當時經理部は軍隊のために高價に魚類を買入れたので漁業は一躍盛大になつた。殊に戰場に程近い黑龍地方の漁業が盛況を呈した。戰後漁業は一時危機に瀕したがポーツマス會議に於ける日本の露領太平洋沿岸漁業權の要求、次いで一九〇七年の日露漁業協約の調印が露人企業家に極東露領に於ける漁業の大なる價値を知らしめた爲彼等の漁業投資を招來し、間もなく又非常な勢で發達し出した。露人企業家は協約取極めの範圍外の地方、卽ち入江、河川、特に黑龍江灣の漁業經營を始めた。ニコラエフスク附近には大なる鹽漬場を設けて魚類を調製し、之を土地市場、或は日本市場に輸出した。然し露人漁業家は漁業協約の結果として之より生ずる日本の競爭に衝突せねばならなかつた。此協約の力により、日本人は河川と三十四箇の小灣を除き露領太平洋沿岸全體に亘つての漁業權を得た。又協約取極め範圍外の地に於ける魚類の買取及製造權も得た。日本人は廣く此權利を利用した。日本人の漁場の數は年々增加し、黑龍江下流の彼等の漁場には大抵鹽漬場が設けられた。日本人が賃借した漁場は一九〇七年―八十七、一九〇八年―百十九、一九〇九年―百八十三等である。然るに露人の方は一九

〇七―六、一九〇八年―十四、一九〇九年―三十五である。日本人の漁獲額は一九〇七年―三二二、四三六布度、一九〇八年―一、〇〇三、五九三布度、一九〇九年―一、八六〇、六一八布度、一九一〇年―二、一四七、二三二布度である。日本の漁業家は合同結束して沿海州水産組合なるものを組織し、日本市場への魚類輸送を獨占し、原地の魚價を左右し、出來るだけ低價を保たしめる。海岸漁場では露國の競爭は有り得ない。何となれば日本人は一定の販路を有して居るが露人漁業家には夫が無い。販路を作らうとしても日本人の結束固いため殆んど不可能である。其結果露人漁業家は自分の競爭者に魚類を賣ることになる。斯くて日本人が露人から購入した魚類は一九〇七年―一、二二一、〇二四布度、一九〇八年―一、四五三、〇五三布度、一九〇九年―一、七七六、八一八布度、一九一〇年―一、八七四、三一三布度であつた。

露人は製魚の點に於ても日本人と競爭することは出來ない。何となれば現行の規則では露人漁業家は露人勞働者を使用せねばならぬ。然るに日本人勞働者は賄附で一漁期六〇乃至八〇留なるに露人勞働者は一三〇乃至一五〇留である。其上露人勞働者は、子供の時から海に馴れた日本人勞働者程の能率が無い。魚價の下落に大なる影響を與へるのは、露人漁業家に於ける資金の缺乏である。之が爲に彼等は或は日本人から融通を受け、或は漁獲の一部を內國市場に出すに要する鹽や樽を買ふ爲の金を得べく漁獲の他の一部を日本人に賣る必要が起る。露人側の漁業を盛大ならしめるには先づ露人は市場を開拓せねばならない。現今露人の漁業家は此方針に出で、歐露、獨逸、英國へ鮭の輸出を始め同時に原地には大規模の製魚場、魚卵製造場、冷藏庫の設備を整へたが、何分にも資金缺乏の所に魚類の輸送だけでも莫大の費用がかゝるので事業は牛步遲々の觀がある、魚類は進行中に方向を變へ漁區を迂廻する爲漁獲量激減することあるが、斯かる場合該漁區賃借者の損害は大きい。斯かる危險の存在も事業の發達を妨げる主なる原因となつて居る。

概觀するに沿黑龍地方の露人漁業は明かに危機に瀕して居る、之が原因は㈠直接日本市場の征服を許さゝる日本側の競爭及び㈡距離遠きと輸送費高き爲歐洲市場の利用困難なることである。故に露人の漁業家をして危機を脫せしむるには政府は二種の政策、卽ち㈠露人漁業を日本人側の束縛から解放すること、㈡西比利、歐露其他諸國市場の開拓に援助を與へることを講せねばならない。

第一種の政策に屬するものは(イ)漁業區域內に金融機關を設け、魚を擔保として資金の融通をなすこと。斯くすれば露人漁業家は困つても魚を日本人に賣らなくて濟む。(ロ)漁業家組合を組織せしめ、日本側の沿海州水產組合に對抗さすこと。此組合が內國市場に於て魚價を人爲的に釣上げる心配は無い。何となれば日本の競爭は常に魚價を調節する。(ハ)日本人以外の外國人を漁業に招致すること。之等外國人は最惠國待遇の原則により露領に於て漁業に從事することが出來る。彼等は露人漁業家にとつて大なる競爭者とはならない。何となれば彼等の漁業經營法は露人と同樣である。又彼等と共同すれば魚價の釣上げも容易であらう。現今の魚價は餘り安くて生產費を償ふに足らない。之は日本側の組合が人爲的に極めてをる相場である。(ニ)漁業協約規定外の企業を制限して日本人漁業の擴張を止めること。從來國有財產管理局では漁區の賃貸を無制限にやつて居る。極東漁業長官グイネマン氏の言によると新設漁場の指定は露人、或は日本人の漁業家より貸下げの希望申告に基いて居る。日本人が一時に多數の漁場の貸下げを申告することもあるが其大部分は落札されない。然し新たに指定された漁場は登錄せられ、從つて將來入札の可能が生ずることになる。當局の用ひる此手續の中には疑ひも無く誤解がある。漁業協約によつて露國は協約調印の日迄に既に存在した漁區の數を減じない

義務は負ふたが調印の日以後に登錄したものは勝手に減ずることが出來るのである。故に政治上經濟上より見て日本人の活動範圍を縮少する必要ありとせば吾人は合法的に賃貸漁區の數を減ずることが出來るのである。之は出來るだけ早く實行すべきである。何となれば漁區の無制限賃貸漁獲の增大に基く日本市場の供給過多を看取した日本側は廣く外國市場の征服を計畫し始めた。外國人は日本式鹽魚を食べない。そこで日本側は露人漁場から經驗ある露人勞働者を引張らうとして居る。彼等にとつて外國市場の征服は然う容易には出來まいが、やがて露國の競爭者とならぬと誰が斷言し得やう。今の中に日本側漁業家に大壓迫を加へ置かねば將來露國は必ず後悔するであらう。日本人の漁區縮少を望ましめる今一つの理由は、彼等が沿海州の北方諸郡及び勘察加州の土人間に非常な勢力を有することである。彼等は酒精、各種食料品の供給、醫藥治療によつて土人間に勢力を扶殖した。日本人の到來は土人には全くのお祭り騷ぎである。露人は唯稅の取立と酒精監視の爲に來るに過ぎない。勘察加が獨立の州となつて官吏が增加したので日本人の活動は減退の傾向にあるが、然し進んで土人間に於ける日本人の勢力を徹底的に根絕して置かねばならない。之がために最も有效な手段は夏期官憲と醫師とを乘せた汽船を此地方へ定期航海させ前者は日本人の行動を監視し又土人に必要な物品を供給し、後者は病人を治療することである。

第二種の政策に屬するものは(一)沿黑龍地方から鐵路歐洲へ送る魚の運賃率の引下げ及び冷藏貨車の設備である。現在では、例へばハバロフスクから歐露中部の一縣までの運賃は鮭一布度三留、鱒及び魚卵一布度二留十七哥、積荷及び荷卸各一哥として計二哥、發著驛の送り屆け各四哥として計八哥といふ勘定になる。ハバロフスクに於ける魚價は魚質及び漁獲如何によつて動搖がある。ニコラエフスク產の魚は一布度に付一留二十哥乃至二留二十哥、卽ち平均一留八十哥である。黑龍江下流產の魚は一留乃至一留五十哥、平均一留二十五哥である。又烏蘇里產の魚は六十哥乃至一留二十哥、平均九十哥である。之等の種類の中歐洲市場へ行くものはニコラエフスク產の秋鮭で、その相場は約四留である。今露人漁業家が歐洲市場で約四留の價格で秋鮭を賣る爲には、ニコラエフスクでは平均以下で仕入れねばならぬ。然るに平均以下と云ふことは殆んど不可能であるから結局どうしても運賃を低減せねばならぬことゝなる。二(露)國產鹽の供給を容易にすることである。露國產鹽は漁業地に出廻つて居る外國產主としてハンブルグ鹽よりは良質である。露國產鹽は漁業地に少ないので來れば直ぐ賣り切れて仕舞ふ。外國產鹽はニコラエフスクでは三布度入のもの一叺一留六十哥、或は一布度五十五哥である。五布度入のもの一袋八留四十哥、或は一布度一留六十八哥である。魚卵ならば斯かる高値の鹽を用ひられるが、魚となると迚も採算不可能である。露國產鹽と外國產鹽との價格の差は海路運賃の相違に基いて居る。卽ちクルイムからニコラエフスク迄の運賃は、ハンブルグから、ニコラエフスクまでの運賃より高い。故に極東行鹽の運賃を安くするか、或は商法第百六十五條附則第三項(アゾフ海及び黑海からバルチック海諸港への鹽の輸送は、將來特別の處置あるまでは外國船にも許す)を太平洋諸港にまで及ぼし、浦潮仕向の露國製鹽を外國船で輸送することを許さねばならない。要するに現狀變化しない以上極東への鹽の輸入は不可能である。獨逸人と日本人とは此事情を知り無競爭で鹽を賣込んで居る。鹽はニコラエフスク地方だけで平均約百二十萬布度を要する。日本人は日本產鹽を用ひないで露國の鹽魚製法を眞似つゝあるから、露國產鹽の需要は增加する一方であらう。されば政府は露國產鹽供給方法を改善し需要地に於ける大倉庫の建設を計畫せねばならない。若し政

府自ら此計畫を實行すること不可能ならばクルイムの製鹽業者に補助を與へ、彼等をして極東市場に所要量の鹽を政府の制定する價格で供給させればよい。現在の如く優良な鹽を自國に產しながら供給方法が講せられないために極東に於ては劣惡な外國產鹽を用ひねばならぬといふのは誠に恐な話である。

第四編　結　言

第一章　極東露領在留外國人の事實上の治外法權

上來說く所により明かなる如く沿黑龍地方在留黃色人種は事實上治外法權的狀態に在る。之は强國たる露國にとつて許すべからざる現象であるが故に政府は之が除却に大なる注意を拂はねばならない。次に極東露領に於て外國人特に黃色人種は多くの點に於て露國臣民よりも優越の地位に置かれて居ることも事實である。而も妙なことには斯かる現象は黃色人種の數を減せしめる爲取つた政府の對策が實情に合はなかつたことに原因して居るのである。

今や露人の手中にあるものは外部的理由によつて黃色人種が競爭することの出來ない方面だけである。即ち軍隊、官吏、辯護士、醫師、地主、工業家だけである。然るに黃色人種の手中にあるものは、小規模商業、漁業、指物業、細工業、鍛冶屋、壁紙商、人工鑛泉、鐵工業、荷車屋、船舶の荷揚、港內の交通、沿岸航海、村落勞働、雜役、菜園業、煉瓦製造業、家庭の僕婢、商業番頭等である。要するに極東植民を可能ならしめる方面の仕事は悉く黃色人種の手中にある。これ近年黃禍論の盛んに起る所以である。

第二章　黃禍と其對策

黃禍は露國に於ては急性病でなく慢性病である。慢性病なれば根氣よく治療すべきであるのに之を放任して置いた結果、遂に現今見る如き難病の狀態を呈するに至つたのである。病源は(一)極東露領の人口稀薄にして文化開けざること(二)國境の警戒、國內の監視を缺げること(三)一部は上記二箇の原因、一部は官憲の黃色人種居住規定を知らざるに基く黃色人種の事實上の治外法權である故に黃禍を治癒するには上記諸原因を除かねばならない。之が爲には政府は(一)極東露領の內制を改革し(二)黃色人種の監督を嚴にし(三)極東露領の經濟的發展に黃色人種を利用し(四)露人事業の發達擴大を害する如き黃色人種の活動を禁止する方針を取らねばならない。一層具體的に云へば(一)南方より極東露領に入り來る黃色人種に對抗させる意味で極力植民すること(二)鐵道、電信、河川航行、學校等を施設して文化を向上せしむること(三)露國及外國の資本招致(四)國境警備機關の設置(五)行政廳の擴張、警察官の增加(六)各種企業に於ける露人と黃色人種との競爭を絕滅することに努めねばならない。而して上述各項の施設を爲すに當つては極東露領に於ける地方官官制を改革し、東洋語に通ずる者を重用するを要する。

尙ほ黃色人種の露領流入防止及び彼等の競爭力減絕を策するに當つては何よりも先づ彼等各個の肯定的、否定的性質を明かにし、その露人の上に有する意義を考慮して、國家の彼等に對する態度を定める必要がある。此際標識となるものは極東露領に外國人が居住することは地方住民を政治的經濟的に奴隸化するか或は彼等の居住はその勞力の提供によつて地方住民に多大の利益を齎すかと云ふことである。此點は沿黑龍地方在留支那人、朝鮮人、日本人に關する前途の說明により容易に結論を下し得る譯である。

支那人は露國にとつては最も危險分子である。彼等は何處へ行つても其風俗習慣を棄てず最も低級な生活を營み、儲けた金を其土地へ落さないで出來るだけ多く溜め込み、生國へ持歸る。彼等は少しでも利益ある仕事ならば何でも手をつける特徵によつて極東露領の主要勞働を手中に收めた。採金、商賣、工業、沿岸航海、雜役等悉く支那人の掌握する處である。黑龍州を旅行した時一番よく聞いたのは露人の失敗した話であるが、然らば一體誰が儲けたかと尋ぬると一律に支那人だと答へる。今若し主要需用品たる穀物家畜が滿蒙方面から輸入され居る事實に注意するならば極東露領內の支那人のみならず露領外の支那人にも隸屬して居ることを知るであらう。尙ほ支那人は露國內に永く住めば住む程性質不良となる傾向がある。之は砂金場に於ける彼等の樣子を見ればよく分ることである。

日本人は何分にも數が少いから大した危險は無いが、然しその團結力、間諜癖は露國にとつては不安の種子である。吾人をして露領に在留する日本人の行動を監視せしむる所以のものは此處に有る。若し日本人に此否定的方面さへ無ければ彼等は露領に於ては、その才智と能力によつて望ましい分子となるものであらう。現在の露人漁業の日本人側への隸屬狀態も左程恐るべきものではない。何となれば適當な對策を講じさへすれば何時でも免れることが出來る。

朝鮮人は少しも危險ではない。寧ろ彼等は露國の爲には望ましい分子である。何となれば素質頗る消極的で自分の利益すら日本の指導無くしては收められない國民である。成程極東露領に於ける農

業の殆んど全部は彼等の手にあるが然し之は彼等が露人との平和的闘爭の結果ではなく、極東露領の風土氣候の關係上、歐露式農法應用不可能なる爲め、歐露から來た露人が自發的に彼等に農業勞働を任した結果である。

日、支、鮮人の性格記述は、若し彼等の犯罪方面を閑却する時は完全なものと云へない。そこで以下イルクック裁判所の資料に基き此方面に就て述べやうと思ふ。

第一節　黃色人種の犯罪

黃色人種中支那人の犯罪數は最も多く、而も每年增加して行く。卽ち一九〇六年に一二〇件、一九〇七年に一二一件、一九〇八年に一四一件、一九〇九年に一六四件である。朝鮮人の犯罪數は一九〇六年に七件、一九〇七年に二件、一九〇八年に三件、一九〇九年に六件である。日本人の犯罪數は一九〇六年に四件、一九〇七年に五件、一九〇八年には無し、一九〇九年に二件あるに過ぎない。此數字は各地方裁判所に於て審理した事件を示すものである。勸解裁判によつて罪を得たる黃色人種の數はブラゴウエシチエンスクとチタ區の裁判所の分しか無いが、夫に依ると一九〇七年には支那人の犯罪數六二件、朝鮮人、四件、日本人四件。一九〇八年には支那人の犯罪數一一六件、朝鮮人一件、日本人一件。一九〇九年には支那人の犯罪數は一二八件、朝鮮人一件、日本人三件、之等の犯罪の大部分は各種窃盜である。以上の數は必ずしも上記期間中の黃色人種の犯罪の總數ではない。何となれば犯人のあがらぬ犯罪中には疑ひもなく黃色人種の犯罪がある。黑龍州だけでも一九〇六年一月一日より一九一〇年一月一日に至るまでの間に犯人のあがらぬ犯罪が八八四件あつたが此內の三分の二は支那人の犯罪であると斷言してよいと思ふ。支那人の犯罪種類は窃盜、强盜、殺人等範圍廣く、且つ年々增加する一方である。就中、馬賊の名を以つて聞ねて居る支那人强盜團は最も大規模の犯罪を行ふ者でシコトワ、ウラヂミロ・アレクサンドロフスコエ、ルウキアノフカ等の村は此馬賊の襲擊を受けてひどい目に遇つたことがある。犯罪數の最も多いのは砂金場とか大都市とか凡て支那人の多數居る所である。砂金場では犯人は殆ど發見せられずに終る。以前は被害者と云へば大抵支那人であつたが近年は露人も亦其數に入るやうになつた。卽ち黑龍州では被害者が露人である所の犯罪は一九〇六年には僅か一件であつたが一九〇七年に二件、一九〇八年に八件と進んで一九〇九年には一〇件に達した。又沿海州では一九〇六年に一八件、一九〇七年に一五件、一九〇八年に二一件、一九〇九年に二五件あつた。上記犯罪人中重刑卽ち流刑に處せられたものは皆支那人で、一九〇六年には四九人、一九〇七年には四〇人、一九〇八年には三三人及び一九〇九年には七四人ある。懲治監に收容されたもの一九〇六年には支那人一一人、日本人無、朝鮮人無、一九〇七年には支那人一七人、日本人二人、朝鮮人四人、一九〇八年には支那人二九人、日本人無、朝鮮人無、一九〇九年には支那人二九人、日本人無、朝鮮人無、監獄に收容されたものは支那人ばかりで一九〇六年に二人、一九〇七年に一〇人、一九〇八年に七人、一九〇九年に八人であつた。

露國領土內及び露國の支配する地方に於ける支那人の犯罪につき正確な概念を得るため、東支鐵道專管地帶及びハルビンに於ける支那人の犯罪を統計すれば、一九〇六年に八四八件、一九〇七年に一、四一七件、一九〇八年に一、三二三件、一九〇九年に二、〇五二件となる。此數字はハルビン露國總領事館民事部から得たものである。

黄色人種の各國民性の敍述よりして明かなる如く、朝鮮人は露人移民間に存在して彼等を搾取することなく、却つてその移住基礎を作ることを助けるを以て、沿黑龍地方に於ける露人移住の成功上の唯一の要素を成す。故に露國官憲は支那人、日本人の事業に極力壓迫を加へると同時に、朝鮮人を極力保護せねばならないのである。然るに前任黑龍總督元老院議官ウンテルベルゲル將軍は斯う考へなかつた。彼は內務省に提出した沿黑龍地方黄人侵入對策の中に「沿黑龍地方への黄人の流入は露國にとつて將來大なる危險を釀すを以て、緊急對策を講するを要す。就中、朝鮮人の流入はその量より見ても性格より見ても最も危險である。支那人は露領に土着することなく大抵は生國へ歸るを以て朝鮮人程危險ではない」と書いた。

此提言の結果、主として朝鮮人の入國を防遏する目的を以て、一の新法案が作成せられた。新法案の精神は朝鮮人より旅劵手數料を徴し、以て彼等の入國を妨げやうと云ふのであるが、斯くの如きは貧に恐劣の骨頂、況んや朝鮮人を主要對象とする如きは全然不可である。

今新法案の要點を示せば次ぎの如くである。(一)自己の勞力を以つて生計の資を得る能はざる朝鮮人及び支那人の入國を禁ず。(二)入國する朝鮮人、支那人は十一歲以上は男女の別なく國境に於て露國の居住劵を申請する義務を有す。但し料金は從前の如く大人は五留と定め、十一歲より十五歲までの兒童は二留五十哥とす。上記規定は專ら家族連で露國へ移住する朝鮮人を對象とするものである。何となれば入露する支那人には勞働不能の者も無く、又家族連れの者も無い。(三)官公署及私人は居住劵無き朝鮮人及び支那人を雇用すべからず。船長は居住劵なき朝鮮人、支那人を船客とするを得ず。違犯者には行政處分を加へらる。但し黑龍江右岸及び烏蘇里川左岸の地點より乘船し來る朝鮮人、支那人のみは例外として、露領沿岸に上陸と同時に居住劵を申請すべきものとす。(四)露領內に在りて居住劵を有せざる朝鮮人、支那人よりは規定の料金以外更に七留二十五哥の罰金を懲す。(五)徴收した料金と罰金は內務省所管の特別基金として積立て、朝鮮人、支那人の入國及び居住に關係ある警察費醫務衞生費に充當し、就中、警察官、醫師の增員に當てる。

然るに此法案は議會によつて否決された。議會は一般移民法を作成して單に朝鮮人、支那人に限らず、一切の外國人の露國流入を防止したい希望を示し、該法の作成まで一時總督に西比利地方制度第三四四條第四項により、沿黑龍地方の支那人、朝鮮人に對する課稅の權能を附與し、更に進んで極東露領在住外人に對する官有地貸下げ、官業土木工事請負及び官業勞働雇用の禁止法案を可決した。貴族院は此法案を以て諸外國に對する條約違反と認め最初反對したが、其後多少の變更を加へて之を可決し、一九一〇年六月二十一日勅裁を得た。一般移民法案は目下內務省で作成中である。

次に沿黑龍地方の最高官憲の政策を批評するに當り、先づ第一に注意しなければならぬのは、此政策が決して沿黑龍地方への支那人、朝鮮人流入の防止の爲ではなく寧ろ露國旅劵申請忌避を豫防する爲のものなることである。後者の點より見れば前記規則は技術上間然する所ない。故に一般移民法成り極東露領へ入る外國人に一定の稅金を課する時は直ちに此規則を用ふべきである。然し再ねて云ふが、之は唯だ國庫の收入を幾分增すだけのもので決して黄人流入の防遏にはならない。用事を帶びて入國する有產の外國人は金儲けの確信があつて來るのであるから課金の納附位は何とも思はない。又雜役勞働者たる支那人なり朝鮮人なりは一時口入屋に課金を支拂つて貰つて入國するか、或は以前と同樣潜入するであらう。僅かの警察官の增員位で不正黄人の檢擧が以前より旨く行くと思

ふのは大なる錯誤である。況んや增員と同時に前記規則の運用上警察官の職務は必然的に增加するに於てをや。

第二節　支那人及び朝鮮人の旅券手數料

旅券手數料は地方の警察費及び衞生費に充當せられるものなれば財政的見地よりして其徵收は甚だ望ましいことである。之は又政治上から見ても何等反對することはない。何となれば旅券手數料は現行條約の規定と衝突するものでないから若し之の廢止が提議せられる時、露國は夫に應するとして、何等かの代償を要求し得るからである。

旅券手數料徵收の唯一の否定的方面は其當事者の官權濫用である。賞人が納める手數料を彼等が着服することは屢々有ることで、沿黑龍總督附官吏カザリノフもその報告書中に此種の實例を夥多擧げて居る。

一九〇六年乃至一九〇九年間、沿黑龍地方に於て支那人、朝鮮人から徵收した旅券手數料と同期間沿黑龍地方在留支那人、朝鮮人の總數との比較は、此手數料が黃色人種の極東露領侵入の防遏手段として幾何の效力有るかを示すものである。

今ま一九〇九年に就て見んに、沿海州に於て支那人、朝鮮人から徵收した旅券手數料は二九七、七七〇留、之を人數にして五九、五五四人となる。然るに浦潮港建設部の統計報告では、一九〇九年同部で募集した外國人勞働者だけでも六三、九四〇人であつた。斯くて要塞內でさへ無旅券勞働者雇用禁止に關する規則が守れないとすれば他は推して知るべしで、之だけでも旅券手數料仕拂忌避の豫防の困難は明瞭である。

斯くて黃禍豫防には旅券手數料徵收だけでは駄目である。之には先づ極東露領に於ける黃色人種の競爭を防遏する方針を採り、露人の爲に機會を均等ならしめ、次いで漸次露人をして此競爭に成功せしめるべく保護を加へるのが最良の方法である。今黃禍豫防方法の大體を示せば次の如きものとなる。

第三節　極東露領在留外國人に關する法律規程の改正案

一、一般政策

外國人にして慢性病、傳染病、其他凡て社會保健上危險なる疾病に罹れる者、並びに家族無き不具者、老衰者、十五歲以下の少年、自己の勞力を以て生計を立つる能はざる者は在留を禁す。

支那人、朝鮮人よりの五留の旅券手數料徵收は從前通り極東露領在留外國人と關聯する衞生費警察費に充當するため存續す。但し外國人は入國後直ちに查證を經たる外國旅券を露國居住券に替へる義務あるものとす。

二、商業方面

(一)先づ支那人、次に一切の外國人は豫め稅務監督官、或は其代理官の許可なくして、及び營業鑑札を受けずして商工業を營むことを得す。

(二)此規則を守らずして營業せし事實を發見したる場合には、課金保障の爲、金錢擔保を要求し、或は課金に相當する商品差押へを行ふ權能を稅務監督局に附與す。

(三)土民部落及び新移民部落に於て、先づ支那人、次いで一般外國人及び外國人の援助を受ける露人の商業を禁ず。

(四)先づ支那人次に一般外國人、及び外國人の援助を受ける露人の行商を禁ず、但し食料品行商は例外とす。

(五)一級商業鑑札、一、二級工業鑑札を受けざる限り、先づ支那人次いで一般外國人、の商工業を禁ず、同時に(一)小規模信用制度を設定し、(二)移民相手の小規模商店網を張り、移民に住宅建設資金貸附の代りに品物を信用貸附し、(三)村落に於ける公設市場の開設に大なる援助を與へ、(四)土民部落に官設倉庫を開設し、品物の代償として公定價格を以て毛皮を買取ること。

三、採金業方面

(一)外國資本の利用を許す。

(二)砂金場の器械設備を擔保に貸附する。

(三)新砂金場に採量制勞働及び請負制勞働を禁ず。

(四)隣接金礦區を破壊するやうな採金方法(例へば穴掘の如き)を用ゆることを禁ず。

(五)外人勞力の無制限使用を許可す。

(六)黒龍鐵道敷設後は、外人勞働者と、露人勞働者との比例を定め漸次前者の率を減じて行く。

(七)砂金場に支那人警察官の採用を禁ず。

四、漁業方面

(一)漁業地に小規模信用機關を開設し、魚類を擔保に資金を貸附する。

(二)漁業組合の奬勵保護。

(三)廣く外國人を漁業に招致する。

(四)漁場の無制限貸下げを止める。

(五)歐洲行魚類の運賃の引下げ。

(六)極東行露國產鹽の運賃引下げ、若くは外國船に露國產鹽の輸送を許可する。

五、農業方面

(一)極東露領に於ける一般農業上の研究の爲農業試驗場を開設する。

(二)露人農業勞働者の數を増す。

(三)露國々籍の朝鮮人に對する官有地貸下げ禁止令を撤廢する。

六、沿岸航海

(一)極東露領に於ける外國人の沿岸航海及び露國船舶の外國人勞働者雇用を許可する權能を沿黒龍總督に附與する。

(二)造船資金の貸附。

(三)露人の沿岸航海の發達に随つて外人の沿岸航海の許可を減ずる。

(四)露國船に於ける外人勞働者數を漸減し、之が全部的禁止を終局の目的とする。

(五)外國船より徵收する沿岸航海税額を増す。

七、勞働者雇傭

(一)極東露領に於て責任ある地位を占める者、軍務其他重要職務を有する者の外人下僕使用を禁す。

（二）最も急の場合に限り官營事業の外人勞働者雇傭を規定する一九一〇年六月二十一日附法律を適用す。

（三）露人勞働者供給の方法を講ずる。

八、衛生及社會的施設。

（一）人口稠密の地に於ては特別の監督を要する如き非衛生的狀態に在る外人の爲特別の町を强制的に設定す。

（二）建築及び衛生規則の違反者は單に違反者のみならず違反行爲のありたる家の持主或は管理人をも處罰す。

（三）極東露領に煙館の開設を許し、其規則を作成し、阿片の消費税を定め罌粟の栽培を許可す。而して支那より相當の代償を得るに及んで始めて之を禁止す。

九、黄色人種の生活方面に對する政策

（一）沿黑龍地方に於ける支那人、日本人居留民會の檢擧。

（二）極東露領在留外國人の合法團體の事業の監督。

（三）沿海、黑龍兩州に於て、馬賊討伐のため定期的遠征隊の派遣。

（四）朝鮮人に、特に日韓合併前に露國に移住せる朝鮮人に露國々籍を附與す。

（五）朝鮮人には一人に付五デシャチン宛、又一戸に付二十デシャチン以內の土地を分配す。但し露人の耕作に不便なる地方に限る。

（六）朝鮮人の露語學校、特に露語女學校の開設に保護を與へる。

（七）朝鮮語に通ずる者を招致して朝鮮人間の布敎事業を改善する。

（八）法律の規定を守らざる日本人醫師の開業を禁ず。

凡そ如何なる良施設も、直接局に當る人にして其施設に對する理解無くんば效を奏し難い。況んや黄禍防止の如きは此理解に加ふるに更に東洋語に通ずる必要あるを以て事益々面倒である。遺憾乍ら現在の地方行政の組織なり、施政なりは充分此條件に叶つては居ない。外人事務は事實上、沿黑龍總督附外務官、總督官房、國境事務官、軍管區司令部によつて分擔せられ、而して外人の活動に對する直接監督は他の諸機關に委ねられて居る。

第四節 沿黑龍總督附外務官

沿黑龍總督附外務官設置は、ドゥホフスコイ總督が提議したものである。彼は大體以下の如き設置理由書を外務大臣に送つた「極東露領は其位置上外交的問題が頻々と起る。現に幾多の外交的問題が起つて居り、本官房の各課をして分擔せしめ居る次第であるが、どうも統一を缺いで困る。思ふに是等の外交的問題は一切專門の外交官をして處理せしむべきものであらう云々」總督の此提議は外務當局大藏當局の贊助を得、一八九六年十一月二十五日附を以て愈々外務官の設置を見た。

其管掌事務を示せば次の如くである。

（一）支那人勞働者の露領流入の調節。

（二）露領へ移住し或は來往する朝鮮人に對する施設。

（三）ゼエヤ地方滿洲人に對する施設。

(四)浮浪馬賊の剿滅に關する件。
(五)隣接諸外人の金鑛勞働參加の調節。
(六)沿黑龍地方との接壤諸國に向はんとする露國商工民の保護。
(七)外交的性質の難題を招く恐れある諸問題。

此外、總督のため極東一般の政情を知り置くことも外務官の職務なれば、彼は外務省及び極東露領に於ける領事團と常に連絡を保ち、又英國及び日本の諸新聞に注意せねばならない。然し外務官存續十四年の歴史を見るに、其管掌事務は時の總督の考へによつて或時は擴張せられ、或時は縮少せられた。大抵の涉外問題が總督官房の各課、軍管區司令部、沿黑龍地方國財管廳等に於て處理せられ、少しも外務官の手を經なかつた時代もあつた。例へば沿黑龍地方黄人流入制限の件、砂金場に於ける朝鮮人採用の件、外國船の沿岸航海許可及び支那人、朝鮮人よりの徵税に關する沿黑龍總督の權限延長に關する件、外國々籍の朝鮮人を沿黑龍地方より出し、又彼等の入國を防ぐ方法に關する件、日本と衝突する場合國防上朝鮮人を利用する方法に關する件、馬賊剿滅に關する件、娼館に關する件、黄色人種の爲め特別町設定の件等は皆總督官房各課によつて或は調査せられ或は決定せられ、其際外務官の意見を徵することは殆ど無かつた。極東露領に於ける朝鮮人の價値の調査は總督府特別官吏と砂金地方の鑛山監督官に委ねられた。尙ほ前者はイマン地方の土民部落に於ける支那人の犯罪を調査した。イマン地方よりの支那人放逐は此調査の結果である。露領に於ける外國人の探察及び露國との接境國に於ける露國側の探察に關する件は專ら軍管區司令部の所管に屬し、之に依つて得た諜報は秘密として外務官に知らされない。最後に漁業に關する日本側との一切の交渉は、國財管廳と總督官房によつて行はれる。斯くて沿黑龍地方にて外務官設置を促した事態は又起つて來た。若し一八九四年に極東露領の涉外事務を一手に統一する必要あつたとせば、支那との關係愈々複雜多枝となり極東に於て目まぐるしい程の速度で重大事件が續生する今日、涉外事務の統一は是非とも必要である。涉外事件の種々の解決が他日重大なる國際的問題の解決に意外の影響を及ぼす場合が稀ではない。此點から見ても統一は缺くべからざることである。況んや此統一は延いて極東事情に精通する人物を養成するを以て今日朝鮮人問題を見るが如き方針の不定より生ずる醜態を演ずることは無くなるであらう。

現在の黑龍總督附外務官ボゴヤウレンスキイの話によると、外務官の管掌事務の範圍が定まつて居らぬので總督が自分勝手に問題を好きな處へ持つて行く。從つて總督に一番近しい者が大抵のことは專斷して仕舞ふと云ふことである。されば先づ第一に外務官の管掌事務として次の諸項を法律に加へることが必要である。

(一)沿黑龍州總督府管內在住外人に關する事項。
(二)外國領事との交涉。
(三)外國人の露國々籍編入事項。
(四)國境問題。
(五)沿黑龍地方との接壤諸國に於ける露人に關する事項。
(六)外國人の漁業。
(七)太平洋岸に發生する政治的事件。

(八)國際條約の解釋。

凡て叙上の事柄に關しては、外務官は外務省並びに在外駐在官及び地方行政機關と單獨交渉を爲す權利を有せねばならない。又地方の官僚をして敬意を拂はしめる必要上、外務官の官等を一等上げて五等官とし、總督官房主事と同格に置くを要する。本案解決の最便法は總督官房の中から渉外事務を取扱ひ居る一課を獨立させて沿黑龍總督府外務局を作り、その首班に外務官を置いて總督に直接報告する、權能を之に附與することである。內治外交上の行政統一の爲に、兩者密接の關係ある問題については內務部長と外務官とは打合せをする必要がある。倘ほ外務官の管掌事務多端なる故に書記生の職を設ける必要がある。此書記生は外務官の出張中或は賜暇中其代理をなすであらう。案が法律となるまでは、極東に於ける露國領事館の館員を臨時書記生とすればよい。之は職制改革の今日特に必要である。

外務官なり書記生なりが國內國外の關係地方、特に外人と露國側の間に紛議の生ずる地方を巡視することは、紛議解決上非常に效があるから是非行ふべきである。巡視經費は物價の高い極東のことなれば少くとも二千留は計上せねばならない。

第五節　ブラゴウエシチエンスク及びノウォキエフスク駐在國境事務官

沿黑龍地方外務官制改革と共に國境事務官制の改革も必要である。現今國境事務官はブラゴウエシチエンスクとノウォキエフスクに一人宛居り、沿黑龍總督の特別の訓令に基いて浮浪人無賴漢の潜入防止、露支犯罪人引渡、接境地方に於ける露支兩國民の紛爭解決、接境地方に於ける支那人に對する露人の金錢上の權利主張、國境を踰ねたる或は盗まれたる家畜の取返し等の事務を取扱つて居る。接境地方の偵察及び極東露領に來る黃色人種の監視も又彼等に委ねられて居る。事務官附として支那語、滿洲語、朝鮮語、日本語の七、八及び十等通譯官がブラゴウエシチエンスクに四人、ノウォキエフスクに三人置かれてある。

日露戰爭前にはノウォキエフスク國境事務官の職權は慶興領事を兼ね、極東露領に渡來する朝鮮人の旅劵査證も行つた。國境事務官は、露國に接する滿洲が未だ發達せず、從つて貿易も極めて少量であつた時分、領事の代りも勤めたのである。ブラゴウエシチエンスクの國境事務官は一八五八年の愛琿條約の結果ゼイ河と黑龍江との合流點地方に於ける滿洲部族が繼續居住することゝなり、彼等と露人との交渉頻々たる爲設けられた。次にノウォキエフスク國境事務官は、(一)滿洲との通商關係を回復し且つ鞏固にし、(二)朝鮮人とも通商關係を結び、(三)支那側國境事務官と聯絡して浮浪人、無賴漢をして露領內に潜入せしめない目的を以て一八六九年一月十二日に設けられた。

然るに現時では國境事務官を設けた主たる理由は旣に滅した。卽ちゼエヤの滿洲部族は義和團後支那領內に移住し滿洲は年一年發達して露國との接境地方にも支那人村族出したる結果齊々哈爾、哈爾賓、吉林には露國領事館が設けられた。

第六節　琿春及愛琿に露國領事館開設の希望

斯くて國境事務官の問題は至急解決を要する問題となつた。卽ち國境事務官に愛琿及び琿春の露

國領事に代るべき職權を與へるか、或は此兩地に新たに領事館を設け、國境事務官を廢して仕舞ふか二者其一を選ばなくてはならない。著者は後者を採る。此兩市に於ける領事館の開設は唯に露國商業の發展上から云つてのみならず又地方に於ける露國の勢威を回復する上から云つても必要である。近來露國の勢威の失墜したことはひどいものでサハリャンに於けるラダック大佐の事件及び漠河其他黑龍江岸の人口地に於ける支那官憲の露人酷遇は之が好個の例證である。之に就て著者自身にも苦い經驗がある。著者は一九一〇年浦鹽の支那總領事の發給した支那旅券を携へ琿春に來て支那税關に止宿した。著者が土地の長官を訪問したところ、彼は著者が滿洲督軍の添書を持つて居るに拘らず、應接室で長い間待たせ置き、やがて出て來るや、直ちに著者に向つて旅券の提示を求めた。彼は又翌日答禮訪問をなし、次いで市中を案內すべしと著者に約束しながら一兵卒に名刺を持たしてよこしたのみで自らは來なかつた。而も一日三度も警察官が余の旅券を求めにやつて來た。琿春の支那官憲の態度に憤慨した著者は一部始終を奉天の露國總領事に打電し委細滿洲督軍に傳達を依賴して其處を立去つた。此事の爲に琿春長官は更迭され滿洲督軍は使を著者に派して遺憾の旨を表明したが聞いて見ると斯う云ふ目に遇つたのは著者ばかりではないらしい。露國の勢威も亦衰へたるかな。

之に反し琿春に於ける日本の勢威は隆々たるもので、下級の日本官吏の聊かの要求でも支那側は遲滯なく果す。されば露國も速かに領事館を開設する必要がある。公人たる著者に對してさへ支那側はあの無禮なる態度なれば領事館の保護なき露人商人に對して支那側が如何なる態度に出るかは想像に餘りある。再ねて云ふ、著者は極力領事館の開設を主張する者である。國境事務官に關しては、或は全然廢止するなり或はアルグン及びウスリイ兩河沿岸の人口地に移すなりすればいいと思ふ。

此改革は又地方官憲に種々の便宜を齎す。何となれば領事所在地近いため、外交的問題に關して地方官憲は彼等と迅速に打合せすることが出來る。領事等が沿黑龍總督附外務官と密接な聯絡を保たねばならぬことは云ふまでもないことである。

第三章 對外國人行政機關の改革

極東露領在留外人の監視に關する新施設の成功の爲には地方行政に或る改正を加へる必要がある。第一に外人の集合地に東洋語に通ずる者を据ゑることが望ましい。之は東洋學院卒業生なり、ハルビン東洋語講習會を卒業した兵卒を引張つて來れば何でもないことである。最後に支那人町及朝鮮人町には警察署長に直屬する外人町掛を設け、一層實際的な監視をする必要がある。此役にも亦東洋語の知識ある者を登用せねばならぬ。尙ほ外人町の警察署定員を增し、浦潮に於ける如き人口大なる支那人町、朝鮮人町にあつては黃色人種專問の勸解裁判人を設ける必要がある。又砂金地方では勸解裁判人の外東洋語の知識ある豫審判事を設ける必要がある。此制度を設けて置けば通譯を使ふ際の如き誤解も起らず正當な判決を與へることが出來、從つて黃色人種も喜んで露國の裁判を受けるやうになるであらう。現今の如き不完全極る通譯附の裁判では黃人が嫌がるのも誠に當然のことゝ云はねばならない。

合衆國及び亞細亞に於ける英領植民地、特に香港に於ては對黃色人種の行政施設の必要は夙に自覺せられ居り、既に黃人專問の裁判官、公證人、外人町掛の設けがある。

第四章 東洋研究施設の改革

以上の記述によつて明かなる如く、極東露領の外人に對する行政を改革するに當つて最も必要なるは東洋語に通ずる者の招致である。斯くて東洋語敎授上の施設如何は吾人の重要問題となつて來る。これ吾人が以下に現在露國の東洋語敎授施設に就て說く所以である。

現今極東方面に於ては東洋語に通ずる者の不足は、痛切に感ぜられる處である。外務省關係の內外施設に於ても、軍事上、通商貿易上に於ても、行政上、特に警察上に於ても、東支鐵道方面に於ても、東洋語に通ずる者の大不足の爲非常な苦痛を感じて居る。然らば露國には東洋語敎授施設が無いかと云ふに、斷じて然ふでない。高級なものとしては露都に實科東洋學院、外務省敎育部、ペトログラード大學東洋語科、陸軍省附屬講習會が有り、モスクワにはラザレフスキイ東洋學院が有り浦潮には東洋學院がある。又中級下級のものとしては卽ち浦潮商業學校、ハルビン商業學校、ハルビン尋常商業學校、陸軍講習會、クリチャ及びツルガの通譯生養成所、浦潮露支學校がある。斯くの如く東洋語敎授施設はその數に於ては歐洲の何れの國よりも優つてをるにも拘らず、東洋通の大いに缺乏し居るは中級下級の施設少ない割に高級施設の多いことに因するのである。前記高級施設中、外務省敎育部とラザレフスキイ東洋學院では、東洋語を全然敎へて居らぬ。其他は東洋語を敎へて居るが、卒業生に法律學、政治學の素養ある者が居らぬ。故に之等卒業生を例へば極東方面の外交官にするには新たに國際法、東洋史、東洋政治地理を習得させねばならない。次に示す一九一〇年一月十日附の北京駐在露國公使コロストウエッツ氏の報告は此方面の事情を知るには好個の材料である。